

静岡県国民保護計画作成に当たっての基本的考え方（案）

1 県の責務

県は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、基本指針及び静岡県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 静岡県国民保護計画作成に当たっての基本的考え方

(1) 国民保護法及び政府の基本指針に基づき平成17年度において作成する。

特に、次の事項に留意し静岡県国民保護計画を作成する。

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- ⑦ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑧ 安全の確保

(2) 消防庁の都道府県国民保護モデル計画に準拠し作成する。

(3) 静岡県国民保護計画の作成後においても、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを加えていく。